

『自分でできる！確定申告の書き方』お詫びと訂正

弊社刊行物『自分でできる！確定申告の書き方』の内容に誤りがございました。以下の通り訂正いたします。読者のみなさま、ならびに関係者のみなさまに多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2017年1月23日 株式会社 三オブックス

43 ページ

控除の種類と計算方法	
税金から引く項目	控除を受けられる人と控除額
① 住宅ローン控除 (住宅借入金等特別控除) →140ページへ 増改築をした場合 →144ページへ	住宅ローンを組んで、マイホームを新築・購入・増改築した人が受けられます 控除額 住宅ローン残高をもとに計算します (控除期間10年) ● 通常住宅の場合……最高40万円 ● 認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅) の場合……最高50万円 ※控除額は100円未満切り捨て
② 特定増改築等住宅借入金等特別控除 →144ページへ	ローンを組んでマイホームをバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事をした人が受けられます 控除額 ローン残高をもとに計算します (控除期間5年) 最高12万5,000円 ※控除額は100円未満切り捨て
③ 住宅耐震改修特別控除 →144ページへ	住宅の耐震改修をした方が受けられます 控除額 改修工事費用×10% 最高25万円 ※控除額は100円未満切り捨て
④ 住宅特定改修特別税額控除 →144ページへ	住宅を①バリアフリー改修工事、②省エネ改修工事、③多世帯同居改修工事をした人が受けられます 控除額 標準的な工事費用×10% ①は最高20万円、②は最高25万円 (太陽光発電設備設置工事を含むとき35万円)、③は最高25万円 ※控除額は100円未満切り捨て
⑤ 認定住宅新築等特別税額控除 →140ページへ	認定住宅を新築・購入 (中古はダメ) した人が受けられます 控除額 標準的なかり増し費用×10% 最高65万円 ※控除額は100円未満切り捨て
⑥ 配当控除 →92ページへ	配当所得のある方が受けられます (申告分離課税を選択したものを除く) 控除額 課税所得1,000万円以下⇒配当所得×10% (一定のものは5%) 課税所得1,000万円超の場合は別の算式で計算 ※控除額は100円未満切り捨て
⑦ 寄附金特別控除 (政党等・認定NPO法人等・公益社団法人等寄附金特別控除)	政党などに対する政治活動への寄附金、認定NPO法人、一定の公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人などに対して支出した寄附金がある人などが受けられます。寄附金控除との選択適用 控除額 支出した特定の寄附金の控除額-2,000円) ×40% (政党等寄附金特別控除は30%) ※控除額は100円未満切り捨て
⑧ 外国税額控除	納付した外国所得税などがある方が受けられます 控除額 その年の外国所得税額 その年分の所得税額×(その年分の国外所得総額 / その年分の所得総額) どちらか少ないほう ※控除額は100円未満切り捨て
⑨ 災害減免額 →120ページへ	自然災害や火災などで、住宅や家財に損害を受けた方が受けられます 控除額 所得金額の合計によって異なります ※雑損控除との選択適用
⑩ 源泉徴収税額 →46ページへ	収入から天引きされ、会社などをとおしてすでに支払った税金のことで 控除額 支払い済みの所得税と復興特別所得税
加えられる税金	対象となる人と税額
⑪ 復興特別所得税額 →148ページへ	所得税のある人が対象です 控除額 所得税額 (申告書上の「再差引所得税額」) ×2.1%

【誤】 ※控除額は100円未満切り捨て
↓
【正】 記載なし (100円未満も切り捨てない)

【誤】 支出した特定の寄附金の控除額
↓
【正】 支出した特定の寄附金の合計額

【誤】 控除額
↓
【正】 加算額

税金の計算 編

分離開課がある人の計算

別々に計算し、最後に合算する必要がある

それぞれに税額を計算する

分離課税とは、所得の種類ごとに別々に (分離して) 計算する必要がある所得のこと。

分離課税される所得とは、「配当所得」(92ページ)、「退職所得」(56ページ)、「山林所得」(「不動産の譲渡所得」(98ページ)、「株式等の譲渡所得」(86ページ)、「先物取引の雑所得等」(94ページ)です。

分離開課用の申告書を使用

分離課税される所得がある人は、申告書Bと申告書第三表 (分離課税) を使って申告を行います。それぞれの所得ごとに税率が異なっている

ので、当てはまる所得について計算します。(下の図参照)

申告書のポイントには、「総合課税の合計金額」から「所得から差し引かれる金額」を引いたときに、所得控除にあまりが出たときは、分離課税の所得から差し引くこと (左ページ参照)。

確定申告一コマメモ

- 申告書B
- 申告書第三表 (分離課税)
- 申告書に添付するもの
- 該当する所得に応じて、計算明細書などの必要書類

必要な書類

申告書B
申告書第三表 (分離課税)
申告書に添付するもの
該当する所得に応じて、計算明細書などの必要書類

分離開課の計算の仕方

不動産を売った場合	長期譲渡所得 15% (+住民税5%)
	短期譲渡所得 30% (+住民税9%)
マイホームの軽減税率の特例を受ける場合	譲渡所得が6,000万円以下なら 長期譲渡所得 10% (+住民税4%)
	譲渡所得が6,000万円超なら 長期譲渡所得-6,000万円 15% (+住民税5%)
株式等を買った場合	上場株式等の譲渡所得 15% (+住民税5%)
	未公開株式等の譲渡所得 15% (+住民税5%)
配当所得	申告分離課税を選択した配当所得の譲渡所得 15% (+住民税5%)
退職所得	136ページ「所得税の計算の仕方」に当てはめて計算
雑所得	先ず取引(FXなど)の差金決済をした場合 雑所得等の金額 15% (+住民税5%)

※ 別途、復興特別所得税 (所得税額×2.1%) が加算。

【誤】 譲渡所得が6,000万円以下なら
↓
【正】 譲渡所得が6,000万円以下の部分

【誤】 譲渡所得が6,000万円超なら
↓
【正】 譲渡所得が6,000万円超の部分

【誤】 申告分離課税を選択した配当所得の譲渡所得
↓
【正】 申告分離課税を選択した配当所得

※三オブックスの公式サイト (<http://www.sansaibooks.co.jp/>) にて修正版のPDFデータを公開しています。

本件につきましてご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
株式会社三オブックス ラジオライフ別冊編集部 『自分でできる！確定申告の書き方』担当
TEL: 03-3255-7995 FAX: 03-5298-3520 (電話受付時間: 平日 10時~18時)

所得控除 配偶者がいる人

配偶者の年収が103万円以下なら配偶者控除の対象

年末調整後に結婚した人も対象
配偶者がいる人は、条件が当てはまれば「配偶者控除」または「配偶者特別控除」が適用されます。ただし、申告書の所得が100万円を超えている場合は、「配偶者特別控除」が適用されます。

配偶者特別控除
配偶者がいる場合は、給与所得が年100万円以内の計算所得金額が適用されます。配偶者の年収が40万円以下の場合、配偶者特別控除が適用されます。配偶者の年収が40万円を超えて45万円以下の場合、配偶者特別控除が適用されず、配偶者控除が適用されます。配偶者の年収が45万円を超えて50万円以下の場合、配偶者特別控除が適用されず、配偶者控除が適用されます。配偶者の年収が50万円を超えて60万円以下の場合、配偶者特別控除が適用されず、配偶者控除が適用されます。配偶者の年収が60万円を超えて70万円以下の場合、配偶者特別控除が適用されず、配偶者控除が適用されます。配偶者の年収が70万円を超えて75万円以下の場合、配偶者特別控除が適用されず、配偶者控除が適用されます。配偶者の年収が75万円を超えて141万円以下の場合、配偶者特別控除が適用されず、配偶者控除が適用されます。配偶者の年収が141万円を超えて141万円以下の場合、配偶者特別控除が適用されず、配偶者控除が適用されます。

必要書類
確定申告一〇メモ
申告書
配偶者の所得証明書の写し(配偶者控除)
配偶者の所得証明書の写し(配偶者特別控除)
必要書類

配偶者(特別)控除の計算の仕方

控除の種類	控除額	配偶者の合計所得金額	給料に換算すると
配偶者控除	38万円(16~69歳)	48万円(70歳以上)	~38万円以下
配偶者特別控除	38万円	38万円超~40万円未満	103万円超~105万円未満
	38万円	40万円以上~45万円未満	105万円以上~110万円未満
	31万円	45万円以上~50万円未満	110万円以上~115万円未満
	26万円	50万円以上~55万円未満	115万円以上~120万円未満
	21万円	55万円以上~60万円未満	120万円以上~125万円未満
	16万円	60万円以上~65万円未満	125万円以上~130万円未満
	11万円	65万円以上~70万円未満	130万円以上~135万円未満
	6万円	70万円以上~75万円未満	135万円以上~140万円未満
	3万円	75万円以上~76万円未満	140万円以上~141万円未満
	0円	76万円以上~	141万円以上~

128

【誤】 38万円
↓
【正】 36万円

所得控除 子ども・両親・親族を扶養している人

親・子ども以外の親族への仕送りが認められることも

子どもや両親への仕送りが対象
子どもや両親などの家族を養っている場合は「扶養控除」が受けられます。ただし、扶養控除を受けるためには、扶養している子どもや両親が、一定の条件を満たしている必要があります。

必要書類
確定申告一〇メモ
申告書
扶養している親族の所得証明書の写し(第一扶養親族)
扶養している親族の所得証明書の写し(第二扶養親族)
必要書類

扶養控除の額は年齢などにより異なる

16~18歳	一般の扶養親族	38万円
19~22歳	特定扶養親族	63万円
23~69歳	一般の扶養親族	38万円
70歳以上	同居老親族 (同居しているとき) 老人扶養親族 (同居していないとき)	58万円 48万円

扶養の対象者
● 給料、パート・アルバイト収入だけなら年収103万円以下
● 年金収入のみなら、年金収入158万円以下(65歳以上)、年金収入108万円以下(65歳未満)
● 0~15歳(年少扶養親族)の控除額は0円。

130

【誤】 老人扶養親族 48万円
(同居しているとき)
↓
【正】 老人扶養親族 48万円
(同居以外のとき)

年金受給者編

確定申告が必要かどうか確認

公的年金等の収入が400万円以下であり、公的年金等以外の所得が20万円以下ですか?

はい ↓ いいえ ↓

確定申告の必要はありません
しかし、下記のどれかに、あてはまる場合は確定申告することにより、税金が戻ってくる可能性があります。

確定申告が必要です

Check! 該当するものはありますか?

- 社会保険料(国民健康保険料、介護保険料など)を支払っている。
- 10万円超の医療費を1年間で支払った。
- 生命保険料、地震保険料を支払っている。
- 災害や盗難の被害にあった。
- 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が未提出。

※ 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は年金受給が始まった年より、毎年1回、送られてきます。

公的年金等の雑所得計算法

65歳以上		65歳未満	
公的年金等の収入金額	雑所得の金額	公的年金等の収入金額	雑所得の金額
70万円以下	0円	120万円以下	0円
70万円超 130万円未満	収入金額-70万円	120万円超 330万円未満	収入金額-70万円
130万円以上 410万円未満	収入金額×0.75-37万5000円	330万円以上 410万円未満	収入金額×0.75-37万5000円
410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85-78万5000円	410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85-78万5000円
770万円以上	収入金額×0.95-155万5000円	770万円以上	収入金額×0.95-155万5000円

65

【誤】 65歳以上
↓
【正】 65歳未満

【誤】 65歳未満
↓
【正】 65歳以上

【誤】 収入金額 - 70万円
↓
【正】 収入金額 - 120万円